

信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正
新旧対照表

新			旧		
別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		
1 (略)			1 (略)		
2 前項の有価証券の種類、時価及び当取引所の定める率は以下のとおりとする。			2 前項の有価証券の種類、時価及び当取引所の定める率は以下のとおりとする。		
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率
(略)			(略)		
株券			株券		
優先出資証券（注7）			優先出資証券（注7）		
外国投資信託の受益証券			外国投資信託の受益証券		
外国投資証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（株券については、円位未満の端数金額を切り捨てる。）（注2）	外国投資証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）
外国株預託証券			外国株預託証券		
受益証券発行信託の受益証券			受益証券発行信託の受益証券		
外国受益証券発行信託の受益証券			外国受益証券発行信託の受益証券		
(略)			(略)		
(注) 1～7 (略)			(注) 1～7 (略)		
3～9 (略)			3～9 (略)		

付 則

この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。